

# 令和2年(2020年)10月版 新型コロナウイルス感染症関連 支援一覧

※令和2年9月末現在の情報を掲載しています。内容は変更される場合があります。

## 一般・子育て世帯向け

区分	名称等	対象	概要	問い合わせ先
給付等	就学援助費の追加支給	経済的理由により就学が困難な児童生徒(義務教育)に対し支給する援助費支給事業の対象者 <b>新規希望は申請随時受付</b>	対象者1人につき年3万円を追加支給	役場教育文化課学校教育係 82-3111内線253 直通75-6209
給付等	奨学金の追加給与	経済的理由により修学が困難な生徒(義務教育以外)に対し給与する坂城町奨学金の対象者 <b>新規希望は申請随時受付</b>	対象者1人につき月5千円を追加給与	
給付等	国保・後期医療傷病手当	国保・後期高齢者医療制度の加入者が新型コロナに感染又は感染疑いにより勤務先を休まざるを得なくなり無給・減給になった場合 <b>対象期間あり</b>	規定による手当金を給付	役場福祉健康課保険係 82-3111内線133 直通75-6205
給付等	在宅介護応援特別給付金	令和2年度の介護慰労金支給対象者 <b>対象者には町から通知します</b>	月額2,500円を追加給付	坂城町地域包括支援センター(役場福祉健康課内) 82-3111内線138 直通75-6205
貸付	生活福祉資金総合支援資金特例貸付	失業等により日常生活の維持が困難となり、生活費を必要とされている世帯 <b>申請期限 12月下旬終了予定</b>	原則3か月以内で月額最大20万円以内の貸付	坂城町社会福祉協議会 82-2551
貸付	生活福祉資金緊急小口資金特例貸付	収入減少があり、緊急かつ一時的に生活費を必要とされている世帯 <b>申請期限 12月下旬終了予定</b>	原則10万円、最大20万円以内の貸付	
給付等	住居確保給付金	アパート等の家賃支払いでお困りの世帯 <b>随時受付</b>	要問合せ	坂城町社会福祉協議会 82-2551 まいさほ信州長野 026-267-7088
<b>新型コロナウイルス感染症に関連する人権への配慮について</b>				
<p>新型コロナウイルス感染症に関連して、誤った知識や不確かな情報により、感染した方や治療にあたった医療機関関係者及びそのご家族、感染の拡大している地域から帰国された方、外国人の方などに対して、不当な差別や偏見、いじめなどが生じないよう、正確な情報に基づいた冷静な行動をお願いします。</p> <p>なお、不当な差別やいじめなどを受けた場合は、一人で悩まず、相談窓口にご相談ください。</p> <p>長野県新型コロナ誹謗中傷等被害相談窓口 026-235-7100 役場企画政策課人権・男女共生係 82-6603(隣保館内)</p>				

区分	名称等	対象	概要	問い合わせ先
減免	国保税、介護保険・後期高齢者医療保険料の減免	新型コロナの影響により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った場合もしくは主たる生計維持者の収入が減少(前年収入の10分の3以上の減少額)することが見込まれる場合(他に所得条件等あり) <b>対象 令和3年3/31までに納期限が設定された保険税(料)</b>	所得の状況等により減額又は全額の免除	役場総務課税務係 ⇒国保税・介護保険料について 82-3111内線141 直通75-6206 役場福祉健康課保険係 ⇒国保・介護・後期保険について 82-3111内線133・134 直通75-6205
猶予	納税の猶予(徴収猶予)	納税義務者(給与等の収入が前年同月比20%以上減少し、一括納付が困難な方) <b>申請期限 対象税の納期限</b>	令和3年2月1日までに納期限が到来する町税の納付猶予	役場総務課収納推進係 82-3111内線142 直通75-6206
猶予	下水道使用料の納入猶予	収入が減少し、やむを得ず下水道使用料が納入できない方 <b>対象期間 令和3年3月分まで</b>	納入の猶予(納期限から概ね1年間)	役場建設課下水道係 82-3111内線170 直通75-6208
猶予	町営住宅家賃の納入猶予	収入が減少し、やむを得ず町営住宅の家賃が納入できない方 <b>対象期間 令和3年3月分まで</b>	納入の猶予(納期限から概ね1年間)	役場建設課管理係 82-3111内線175 直通75-6208
猶予	町営住宅の連帯保証人猶予	町営住宅入居の際、連帯保証人が得られない場合 <b>対象期間 令和3年3月入居まで</b>	連帯保証人の設定の猶予(入居から概ね1年間)	
相談	予防等についての相談	新型コロナウイルスの感染予防等について相談したい方	電話相談	坂城町保健センター 82-3111内線511 直通75-6230
相談	発熱等症状に関する相談	発熱や倦怠感などの症状がある方	電話相談(24時間対応)	長野保健福祉事務所(有症状者相談窓口) 026-225-9039
相談	こころの相談窓口	新型コロナウイルスの問題に起因した不安、心の悩みのある方	電話相談 SNSによる相談	長野県精神保健福祉センター 026-227-1810 厚生労働省 SNS心の相談 HP

が ついた項目は町が実施する独自の支援策です。

※手続き方法など詳しくはお問い合わせください。

# 令和2年(2020年)10月版 新型コロナウイルス感染症関連 支援一覧

※令和2年9月末現在の情報を掲載しています。内容は変更される場合があります。

区分	名称等	対象	概要	問い合わせ先
給付等	持続化給付金	売上が前年同月比で50%以上減少している法人、個人事業者（農業者を含む）等 <b>申請期限 令和3年1/15</b>	法人200万円、個人事業者100万円上限に給付	経済産業省 持続化給付金事業コールセンター 0120-279-292
 給付等	小規模事業者等持続化応援支援金	売上が前年同月比で30%以上50%未満（金額20万円以上）減少している町内の小規模事業者（農業者含む） <b>申請期限 令和3年1/29</b>	1事業者につき20万円を給付	役場商工農林課商工観光係 82-3111内線153 直通75-6207
給付等	雇用調整助成金	休業や事業活動の縮小を余儀なくされた事業主で労働者の雇用の維持を図る場合 <b>対象期限 12/31</b>	休業手当、賃金等の一部を助成	学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金コールセンター 0120-60-3999 ハローワーク篠ノ井 026-293-8609
給付等	小学校休業等対応助成金	小学校等の臨時休業に伴い子の世話をする保護者に有給休暇を取得させた事業者 <b>対象期限 12/31</b>	休暇取得した労働者に対して事業者が支払った賃金相当額を助成	
 給付等	雇用調整助成金等申請支援補助金	雇用調整助成金又は緊急雇用安定助成金（国の特例措置期間に係るもの）の支給を受けようとする事業主 <b>申請期限 12月28日</b>	社会保険労務士依頼費用等を補助（上限10万円）	役場商工農林課商工観光係 82-3111内線153 直通75-6207
給付等	高収益作物次期作支援交付金	新型コロナにより売上が減少するなどの影響を受けた高収益作物（野菜・花き・果樹・茶等）の次期作について、所定の取組を実施する生産者 <b>対象期間あり</b>	生産者が実施する取組内容の区分に応じ支援を実施	役場商工農林課農業振興係 82-3111内線152 直通75-6207
給付等	家賃支援給付金	令和2年5月から12月までの売上高について、1か月で前年同月比50%以上の減、又は連続する3か月の合計で前年同期比30%以上の減となった資本金10億円未満の事業者 <b>申請期限 令和3年1/15</b>	事業に使用する建物・土地の賃料の月額に応じ給付金を支給	経済産業省 家賃支援給付金コールセンター 0120-653-930
貸付等	信用保証（貸付等を受けるための保証認定）	経営の安定に支障が生じている中小企業者 <b>対象期間あり</b>	セーフティネット保証4号、5号、危機管理保証	長野県信用保証協会 0120-34-7680 役場商工農林課商工観光係 82-3111内線153 直通75-6207
 貸付等	経営安定特別資金（新型コロナウイルス対策）	新型コロナの影響を受け、セーフティネット保証4号、5号、または危機関連保証の認定を受けた事業者 <b>申請期限 令和3年3/31</b>	上限500万円で貸付後5年以内は金利負担ゼロ保証料全額補給	役場商工農林課商工観光係 82-3111内線153 直通75-6207

 がついた項目は町が実施する独自の支援策です。

## 商・工・農業従事者向け

※手続き方法など詳しくはお問い合わせください。

区分	名称等	対象	概要	問い合わせ先
貸付等	長野県新型コロナウイルス感染症対応資金	売上高が前年同月比5%以上減少している事業者等	上限4,000万円で貸付後3年間は実質無利子・無担保、据置期間5年以内	長野県産業労働部 産業立地・経営支援課 026-235-7200
貸付等	経営健全化支援資金（新型コロナウイルス対策）	売上高が前年同月比15%以上減少している事業者等	上限設備6,000万円 運転8,000万円 貸付利率0.8% 据置期間2年以内	
貸付等	新型コロナウイルス感染症特別貸付	最近1か月の売上高が前年同月比又は前々年同月比5%以上減少している事業者等 <b>対象条件等 要問合せ</b>	各制度により限度額、貸付期間等が異なる。 貸付後3年間は実質無利子	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
貸付等	マル経融資			商工組合中央金庫相談窓口 0120-542-711
貸付等	危機対応融資			
貸付等	農林漁業セーフティネット資金	資金繰りに著しい支障をきたしている又はきたす恐れのある農業者 <b>対象条件等 要問合せ</b>	上限1,200万円または年間経営費等の全額貸付後5年間は実質無利子・無担保	日本政策金融公庫 事業資金相談ダイヤル 0120-154-505
 貸付等	農業支援特別利子助成金	ながの農協「災害緊急資金」融資を受けける販売額50万円以上の販売農家 <b>申請期限 令和3年1/20（12/30借入分まで）</b>	上限500万円以内で貸付後3年間は実質無利子	役場商工農林課農業振興係 82-3111内線152 直通75-6207
軽減	固定資産税の軽減（中小事業者等対象）	令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月間の売上高が前年同期比30%以上減少し、税理士等の認定を受けた中小事業者等 <b>申請期限 令和3年1/31</b>	令和3年度分固定資産税を軽減（償却資産、事業用家屋）	役場総務課税務係 82-3111内線141 直通75-6206
猶予	納税の猶予（徴収猶予）	納税義務者・特別徴収義務者（事業等の収入が前年同月比20%以上減少し、一括納付が困難な場合） <b>申請期限 対象税の納期限</b>	令和3年2月1までに納期限が到来する町税の納付猶予	役場総務課収納推進係 82-3111内線142 直通75-6206
 猶予	下水道使用料の納入猶予	収入が減少し、やむを得ず下水道使用料が納入できない事業者 <b>対象期間 令和3年3月分まで</b>	納入の猶予（納期限から概ね1年間）	役場建設課下水道係 82-3111内線170 直通75-6208
 相談	町内商工業・農業相談窓口	町内事業者（農業者含む）全般	経営、雇用等の相談全般	役場商工農林課 直通75-6207 商工業関係 → 商工観光係 82-3111内線153 農業関係 → 農業振興係 82-3111内線152